

## いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いわき市立平第五小学校  
令和5年4月6日一部改訂

### 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。(平成18年 文部科学省)

しかし、従来の調査規準にみられる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。そのために、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないのです。(令和4年12月 文部科学省 生徒指導提要より一部抜粋)

以上の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、本いじめ防止基本方針を策定した。

本校では、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげることとした。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの重大問題化を早期に防ぐために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

### 2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人ひとりが認め、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに、学校全体で取り組む。また、授業の充実を図り、達成感・成就感を十分に味わう中で、自己有用感・自尊感情を育むことができるようにする。

特別の教科道徳では、命の大切さについての指導の充実を図る。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつことができるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、傍観者としていじめに荷担していることを周知する。

#### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

##### ① いじめ防止強化月間

学期毎にいじめ防止強化月間を設定する。全校児童の一人ひとりのよいところを友達と出し合い、各学年の「平五小やさしさの花」として掲示することで、互いのよさを認め合う態度を育てる。

##### ② 笑顔いっぱい挨拶運動

いじめゼロを目指して、代表委員会を中心とした朝の挨拶運動などを推進する。

#### (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

##### ① 一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ なかよし集会での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

##### ② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科等における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

### 3 いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けての取り組み

#### (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、積極的に認知する。
- ② 様子の変化を感じた児童がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において速やかに情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子の変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、当該児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合にはスクールカウンセラーとも連携し、組織的な教育相談等を通して当該児童から悩みを聞き、問題の早期発見を図る。
- ④ 「困りごと調べ」を年3回（各学期1回）行い、児童の悩みや人間関係を把握していじめゼロの学校づくりを目指す。

#### (2) いじめの早期発見のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、組織的にいじめ問題の解決に当たる
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① いじめを認知したときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで解決するようなことはしない。
- ② 学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況の場合は、教育センター等の関係機関の相談窓口の利用も検討する。

### 4 いじめ対策委員会

「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

#### (1) 組織

